

東弁26人第494号

2015年3月12日

立川拘置所

所長 景山隆幸 殿

東京弁護士会

会長 高中正彦

### 人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

#### 記

#### 第1 警告の趣旨

当会は、貴所に対し、次のとおり警告する。

2010（平成22）年12月17日に、申立人が在室していた居室に備え付けられていたテレビカメラを作動させ、申立人に対するカメラによる監視を行った行為は、申立人のプライバシー権を侵害する措置である。

被収容者を監視カメラ付居室に収容し、カメラを作動させ被収容者を監視する行為は、当該被収容者の人権を侵害するものであるから、今後は、自傷行為を行うおそれが高い等、被収容者に対するプライバシー権侵害の程度が低いその他の方法では被収容者の身体の安全確保ができない特別な事情がある場合に限って行うこととされたい。

#### 第2 警告の理由

##### 1 当事者の主張

##### (1) 申立人の主張

平成22年10月15日、入浴の準備をしていたところふらついて壁に寄りかかったところ、自室のラジオのボリュームスイッチに手が触れスイッチを壊してしまった。「今回の件は調査にする」といわれ、別の部屋に移された。その部屋の天井にカメラがついていた。職員からカメラは動いていないと説明された。

12月17日、職員から「壁を蹴っただろう」と指摘された。なぜ分るのかと聞いたところ、カメラで見ている旨告げられた。

## (2) 当会からの照会に対する貴所の回答の要旨

平成22年10月15日午後零時50分ころ、申立人が、本人居室において壁に設置されたラジオのボリュームつまみを壊した。この日から申立人を、配室の都合上、TVカメラ付一般居室に収容したが、収容開始時はTVカメラを作動させておらず、申立人にも作動していない旨告知した。

同年12月17日(懲罰執行中)、申立人が居室において声を発するなど異常な動静があったことから同日からテレビ視察を開始した。異常な動静とは、同日午後1時36分頃、申立人が居室内で大声を発したため、巡回中の職員が声を出さないよう指示したところ、「独り言です」と大声で抗弁し、さらに職員の制止に従わず、「大声を出すなどはどうゆうことだ」と大声で抗弁を發したというものである。

## 2 認定した事実

(1) 平成22年10月15日午後零時50分ころ、申立人が入浴の準備をしていた際に、自室のラジオのボリュームスイッチが壊れた。相手方から「今回の件は調査にする」といわれ、別の部屋(単独室)に移された。この件について、申立人に対して懲罰が執行された(戒告 反則行為名 毀棄、執行時期不明)。

申立人が移された居室の天井にはカメラが付いていた。相手方職員は申立人にカメラは作動していないと説明した。

(2) 12月17日、申立人は、この日まで前記居室内で、閉居15日の懲罰執行中(反則行為名 指示違反・抗命・誹謗中傷・汚損等)であった。懲罰中

は、受罰姿勢（居室中央において出入口に向って座る）こととされていたが、申立人は、この懲罰の期間中、受罰姿勢を保たず、壁によりかかって座る、居室内を徘徊する行動を取ることがあった。

- (3) 同日午後1時36分ころ、申立人が居室内で大声を発したため、大声を出さないよう指示したところ、申立人は「独り言です」「大声を出すなどはどうゆうことだ」と言い返した。このため、相手方は、カメラを作動させ、カメラでの監視を開始した。申立人は同居房に平成23年1月25日まで収容されていた。

### 3 判断

- (1) 未決勾留者に対する権利の制約は、未決勾留者の拘禁目的（罪証隠滅や逃亡のおそれの防止等）を達成するために合理的と認められる場合に限り許容される。

ところで、テレビカメラで居房内とそこに収容されている収容者を継続的に撮影する行為は、通常相手方職員がルーティンワークとして行う巡視による動静把握とは異なり、被収容者の動静（生活動作）をいつでも、継続的に確認することが可能となるものである。撮影されている被収容者にとっては、四六時中自分の行動を“監視”されることを意味する。個人が私生活に関する情報をみだりに取得されない利益は、『個人の尊重』にとっての基礎的な権利〔浦部法穂著「憲法学教室」全訂第2版46頁〕であるプライバシー（憲法13条）として保護される。テレビカメラによる撮影・監視は、撮影される者のプライバシー権を侵害するおそれがある行為である。

- (2) このように、テレビカメラによる撮影・監視は、プライバシー権を侵害するおそれがあることから、必要やむを得ない場合に限り許されるべきである。具体的には、自殺・自傷行為をするおそれが高い場合等であって、被収容者に対するプライバシー権侵害の程度が低いその他の方法では被収容者の生命身体に対する安全の確保ができない特別の事情がある場合に限定されるべきである。

- (3) 本件の場合、申立人は、たしかに懲罰中に大声を発した、職員の指示に従

わず受罰姿勢を維持せず室内を徘徊した等の行動が認められた。

しかし、本件当時、申立人に自傷行為に及ぶおそれがあったとは認められず、目視による確認行為等というプライバシー権侵害の程度が低いその他の方法では生命身体に対する安全の確保ができない特別の事情は認められない。

- (4) さらに、本件では、申立人が懲罰執行中に受罰姿勢を維持せず室内を徘徊する、大声を発したなどの事情が認められることから、相手方が非違行為の抑止・牽制あるいは非違行為が行なわれた場合の証拠保全のためカメラによる監視を開始したということも考えられるので、この点についても検討する。

懲罰中にさらに非違行為が行われることを防止する一般的必要性はあるとしても、当該被収容者に対する指導・説諭という適正な方法によるべきであって、継続的に動静を監視するというプライバシー権を侵害する方法によるべきではない。さらに、非違行為が行われた場合の証拠保全という目的によるカメラ監視が許容されるものではなく、かかる目的を達成する手段としては、他のより権利侵害性の低い方法によることも可能であり、監視カメラによって監視するというプライバシー権を侵害する違法性の強い方法によることを許容するものではない。

- (5) したがって、本件では、申立人について、カメラを作動させ監視を開始しなければならなかった必要やむを得ない場合に当たらず、カメラ監視を適法とする事情はない。

よって、相手方が12月17日から申立人の居室に設置されたカメラを作動させ、一定期間にわたり同人の動静監視を開始した行為は、申立人のプライバシー権を侵害する違法な行為であり、人権侵害性が認められる。

#### 4 結論

以上より、頭書のとおり警告する。

以上